

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

4. その他

委員会は原則公開とする。

(別紙)

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

○委員

秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教
磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士
岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
総合母子保健センター愛育病院 病院長
加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授
笹井 康治 沼津市市民福祉部福祉事務所子育て支援課長
佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長
菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長
浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士
藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長
松原 康雄 明治学院大学社会学部教授

○オブザーバー

内閣府
総務省
法務省
文部科学省
警察庁